

一般貨物自動車運送業における切れ・こすれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
3	11~12	小屋の解体作業中にサンダーで手を切った。	39	10~29
3	10~11	お客様宅にて引越梱包作業中にカッターにてダンボールを切ろうとしたところ、勢いよく膝を切った。	43	30~49
3	11~12	派遣先作業現場において、更衣用ロッカーを作業員4名で運搬した際に、2tトラックの荷台に更衣用ロッカーを乗せようと受傷者が後退したところ、2tトラック荷台扉のエッジ部分と受傷者の左第1指が接触し受傷した。	27	50~99
3	14~15	配達先の個人宅庭において、冷蔵庫が入っていた段ボール箱をカッターナイフで処理する作業中、誤って手を傷つけた。	20	1~9
3	17~18	積込終了後、角あて作成のため整備工場で座って作業したあと、立ち上がった際にふらつき、鉄くずの入ったドラム缶に左手が当たり、鋭利な部分でけがをする。	42	30~49
3	14~15	配達先で木製パレットにケースを積み、荷崩れがないようにラップで固定するためパレットの周りをまわっていた時、足がパレットに当たり、パレットのとげが刺さった。	49	50~99
5	10~11	トラックの荷台内での荷降し作業中、壁にかけていたゴムバンド付属のフックに左手の甲が引っ掛かり裂傷した。	51	30~49

6	11~ 12	トラックを駐車できる少し広い公道で運転中、荷台に引っ掛かった木の枝を取るため停車し、タイヤに上った時に誤って足が滑り、左手薬指の指輪がトラックに引っ掛かり左手薬指を負傷（切断）してしまった。	40	~ 29
7	8~9	乙より「オイル交換完了」との報告を受け、エンジンを掛けるよう甲は指示し、乙はすぐに実行する。甲は点検のため、ドレンボルトの締め具合を確認する。その際ドレンボルトとファンベルトのゆるみに気が付き甲は一度エンジンを停止させ、乙に締めさせる。乙の完了確認後もう一度エンジンをかけるよう指示をする。この時は数秒間（5~10秒）位の間があり、甲は指示した事を忘れ、乙の合図も聞こえず、ファンベルトのゆるみを左手人差し指と中指を下にして親指を上にし、はさむようにつまんで確認していた時エンジンが掛かり、軍手が巻きこまれベルトとプーリーの間に左手人差し指と中指がはさまり負傷する。	67	~ 99
7	19~20	大型トラックから荷物を取り出すため、トラック後部と構内を結ぶドックレベラーを持ち上げた時、取っ手の中で右手中指が裂傷した事故である。	46	~ 499
7	10~11	引っ越し作業中、冷蔵庫を大型トラックより降ろす際に荷台が高床のため、冷蔵庫下の奥まで手を入れ床に置いた瞬間に手を引き抜いた時に手掌を切ってしまう。	19	~ 29
7	16~17	配送先の駐車場で、車の荷台から台車をおろそうとした時に、台車に指がひっかかり、右手親指が切れた。	53	~ 99
7	9~ 10	補充作業場にて、肩より高い位置にある商品を、PPバンドを持って下ろそうとしたが掴み損ねてしまい、右手に持っていた刃を出した状態のカッターで勢い余って左腕を切ってしまった。	50	~ 999
7	9~ 10	施主による部品検査準備のため、トラック運転手が玉掛けユニック操作にて巻上機を平台車に設置後、現場代理人は設置した巻上機の座り状態に異常がないことを確認した。玉掛けロープを外したあと、巻上機を固定するため、共同作業者が台車から1.5m離れた場所に置いてあったラッシングベルトを取りに行った直後、巻上機が台車ごと倒れ、被災者は倒れた巻上機と床の間に左手人差し指を挟み被災し	22	1~ 9

		た。		
7	8～9	取引先の営業所の倉庫において、依頼を受けた荷物（軽天材を束ねたもの）をトラックの荷台より下ろす作業中、2人で束を持ち地面に置く際、束の向きの前後を変えていたとき、軽天材の角が左腕に当たって、左腕を裂傷したものである。	52	10 ～ 29
9	8～9	現場にて荷下ろしの最中、積んでいた木箱を荷台上で僅かに移動させるため、木箱に張られていた薄い金属製バンドをつかみ持ち上げようとしたところ、右手が横に滑り持ち上がらなかった。痛みが無かったが、違和感を覚えたので右手を見たところ、はいていた皮手袋の人差し指、中指、薬指（負傷箇所）が切れており、手袋を外してみると当該箇所が出血し創傷を負った。	34	10 ～ 29
9	14～ 15	被災者は超低温フリーザーの搬入設置作業中にしゃがんだ状態で作業していた時、その状態から立ち上がる際ズボンの右ポケットに入れていたカッターで誤って右腕を切ってしまい、負傷した。（尚、カッターの刃は2cm出ている、ズボンのポケットから外に貫通していた。ただし、当人はカッターの刃が出ている事に気付いていなかった。）	34	50 ～ 99
9	22～ 23	トラックの荷台の中で、つっぱり棒を掛け忘れて、掛けに戻ったとき、ダクトに左足の親指を引っ掛けてしまい、全治一週間のケガを負い、7針縫う結果となった。	52	50 ～ 99
9	11～ 12	段ボールケース（ペーパーおしぼりがはいていた）の積み込みが終了し、荷台から降車する際、右腕をウィングのキャッチの柱部分にひっかけ右腕を切った、大量の出血をした。	49	10 ～ 29
10	11～ 12	輸入系食品を扱う倉庫にて、段ボールカッターを用いて段ボールを開梱し、食品を集品中に、軍手を着用していなかった為、手を滑らせ、カッターの刃に右手親指付け根に当て、負傷した。	20	100 ～ 299
10	9～ 10	建築現場にて、資材納入時のトラック荷台上にて、長物の角材の荷卸作業を現場作業員と協力して行っていた所、角材の角で左手小指を切った。ゴム手袋はしていた。	54	10 ～ 29
	9～	集荷先で、トラックに荷物の積み込み作業をしていた。荷物をトラックの荷台に		1～

10	10	持ち上げるため、左ひざに荷物をのせて持ち上げた際左ひざの上のあたりを切った。	59	9
11	13~ 14	現場事務所1階の入口付近で休憩所に置いてある資材を取りに向かっている途中、滑って転んで膝を打ちつけ後に倒れた時に右膝の膝蓋腱を断裂した。前日からの雨で路面がぬかるんでいた為、滑りやすくなっていた。	46	30 ~ 49
11	9~ 10	回収先工場内で4tトラックに天板を切った廃棄ドラム缶を積み込みする為にドラム缶を左に回転させた時、天板の切り口が尖っていて左手の掌を刺してしまった。	30	50 ~ 99
12	8~9	当社支店構内ホーム上において、配達荷物を積み込む際、木箱梱包してある長尺物を抱えて積み込むものの、底面の木材が剥れていた個所があり、右足大腿前部に木片が刺さり、抜けなくなったものである。	50	50 ~ 99
12	10~11	2件目の荷解き作業の客宅に到着し、養生後に荷下ろしを開始した。ネット付き毛布で梱包しているテレビの台の紐が固結びになっており、2人で紐を解こうとしたが、解くのが困難と判断したため、加害者は自分で持っていたカッターで紐を切った。荷解きの顧客からの要望で、急いで作業をしていたため、紐を切った勢いで、横にしゃがんでいた被災者の右足大腿部に切傷を負わせてしまった。	20	100 ~ 299

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to：[https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_09.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html)